

答 申 第 9 号

平成30年12月27日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第18条に基づく諮問について（答申）

平成30年10月18日付太税発第144号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表（平成21年度、H24年度、H27年度、H30年度）（別記様式4）」の一部公開決定に対する審査請求についての諮問

## 別紙

## 答 申

### 1 審査会の結論

実施機関が「市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表（平成 21 年度、H24 年度、H27 年度、H30 年度）（別記様式 4）」について行った一部公開決定は、妥当である。

### 2 諮問事案の概要

#### （1）文書の開示請求

平成 30 年 8 月 26 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第 6 条の規定に基づき、常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対して、「市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表（平成 21 年度、H24 年度、H27 年度、H30 年度）（別記様式 4）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### （2）実施機関の決定及び通知

平成 30 年 9 月 10 日、実施機関は、本件請求に対して、文書不存在及び本条例第 7 条第 5 号に該当するとして、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

#### （3）審査請求

平成 30 年 9 月 26 日、請求人は、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めて、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、常陸太田市長に対して審査請求を行った。

### 3 請求人の主張の要旨

#### （1）審査請求の趣旨

本条例第 6 条の規定に基づく公開請求に対し、平成 30 年 9 月 10 日付太税発第 134 号により実施機関が行った本件処分について、その取り消しを求める。

## (2) 審査請求の理由

請求人の主張は、審査請求書において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。

ア 公開請求に係る市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表（別記様式4）は、近隣市町村との間で価格調整のため協議した結果を記録したものであり、平成30年度については既に完了しているもので、年度開始後は、非公開とする理由が無い。

イ 市情報公開条例第7条第5号は、審議、検討、協議に関する情報や不当な混乱について定めたものであって、情報開示を妨げ、あるいは混乱を生じさせないためのものではなく、価格調整確定後は、固定資産課税事務が適切に行われたことを明らかにするため、広く情報を公開することが公益性にかなうものである。

ウ 情報が条例の非公開情報に該当すること、現在も引続き非公開処分を継続することの必要性を具体的に主張立証しない限り、処分庁の主張は客観的裏付けを欠くものである。

## 4 実施機関の一部公開決定の理由

- ① 市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表の内、平成21、24、27年度については、作成することになっておらず文書不存在のため
- ② 市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表は、地方税法第410条第1項に規定する平成30年度固定資産の価格決定のための検討資料である。日立市、那珂市、大子町、常陸大宮市の決定前の情報を公にすることにより、誤解を与え、混乱を生じさせるおそれがあるため、市情報公開条例第7号第5号の「市の機関並びに国の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。」に該当するため、不開示情報に当たる。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分の当否について

請求人は、「市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表（別記様式4）は、近隣市町村との間で価格調整のため協議した結果を記録したものであり、平成30年度については既に完了しているもので、年度開始後は、非公開とする理由が無い。また、本条例第7条第5号は、審議、検討、協議に関する情報や不当な混乱について定めたものであって、情報開示を妨げ、あるいは混乱を生じさせないためのものではなく、価格調整確定後は、固定資産課税事務が適切に行われたことを明らかにするため、広く情報を公開することが公益性にかなうものである。更に、情報が本条例の非公開情報に該当すること、現在も引続き非公開処分を継続することの必要性を具体的に主張立証しない限り、処分庁の主張は客観的裏付けを欠くものである。」などと主張する。

しかしながら、市町村境界付近の標準宅地価格調整一覧表は、あくまでも地方税法第410条第1項に規定する平成30年度固定資産の価格決定のためのものであり、同一一覧表に記載されている日立市、那珂市、大子町、常陸大宮市の比較対象標準地（近隣市町村）の所在、標準価格、対比、前回比については、当該市町で価格等が決定される以前に、実施機関における価格決定のために取得した検討資料である。同一一覧表に記載された内容は、当該市町自身においても標準宅地や鑑定価格の検討段階の資料であることから、当該市町が同一一覧表記載の内容について、標準宅地の所在変更や鑑定価格等の修正を行った可能性もあり、その正確性に確証がない。実施機関が、確定前の当該市町の標準宅地の所在や鑑定価格等を公開した場合、万一、当該市町の標準宅地の所在の変更、鑑定価格等が修正されていた場合に、請求人など、当該情報を得た者に対し、標準宅地の所在や鑑定価格等が違う等の誤解を与えることとなり、いたずらに混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、実施機関がこれと同様の判断をして、同一一覧表の本件不開示部分を除いて部分開示したことは、妥当であると判断する。

### (2) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

《参考》 審査会の経過

| 年 月 日       | 経 過            |
|-------------|----------------|
| 平成３０年１０月１９日 | ・ 実施機関から諮問書を受理 |
| 平成３０年１１月６日  | ・ 審議           |